

宿泊約款

Terms and Conditions For Accommodation Contracts



(適用範囲)

第1条

- 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等（法令又は約款に基づくものによる。以下同じ。）又は一般に確立された慣習によるものとする。
- 当館が、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとする。

(宿泊契約の申込み)

第2条

- 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
 - 宿泊者名
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - その他当館が必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。
- 「日本国内に住所を持たない外国人」の宿泊に際しては、法令の定めるところにより、氏名、住所、職業等の記載に加え、国籍及び旅券番号の記載とパスポートの提示及びコピーの提出を求めます。ただし、コピーをお持ちでない方は、当館においてのコピーを承諾いただきます。
- 宿泊の申し込みをした者に対し、当館が宿泊者の氏名・住所・電話番号等を記載した宿泊者名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、宿泊申込者は、直ちに提出するものとする。
- 当館は、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約の確認の電話または電子メールを差し上げることがあります。

(宿泊契約の成立等)

第3条

- 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとする。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。また、インターネットでお申し込みの際は、宿泊約款は当館が前条の申込みを承諾する旨を、インターネットの当館の予約受付用サイトURL（以下、当サイトといいます）に表示したり、または、その旨の電子メールがお客様の指定するメールアドレスを管理するサーバーに到達した時に成立するものとする。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えないときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定するまでに、お支払いいただきます。
- 申込金と、また、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失ふものとする。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合には限りません。
- 当館が、誤った宿泊料金を表示し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申込みをされ、当館が承諾をした場合は、当該料金がその前後の期間の宿泊料金に比して著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は無効とさせていただきます、速やかにその旨の通知を差し上げます。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条

- 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

- 第4条の2 当館は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法（昭和23年法律第138号）第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条

- 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当館が、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
 - 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - 満室（員）により客室の余裕がないとき。
 - 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - 宿泊しようとする者が、次のいからハに該当すると認められるとき。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同条第2号第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という。）であるとき。
 - 宿泊に関し履行の要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊しようとする者が損害を理由とする差別的解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）
 - 宿泊しようとする者が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重である他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるもの（特定要求行為）を繰り返したとき。
 - 天災、施設故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - 石川県旅館業法施行条例第12条の規定する場合に該当するとき。

(宿泊契約締結の拒否の説明)

- 第5条の2 宿泊しようとする者は、当館に対し、当館が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊客の契約解除権)

第6条

- 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 当館は、宿泊客が宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、別表第2に掲げるところにより、取消料を申し受けます。ただし、当館が第3条第1項に定める申込みを承諾する際に、宿泊客が宿泊契約を解除したときの取消料支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
- 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第7条

- 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。ただし、本項は、当館が、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
 - 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行行為をしたと認められるとき。
 - 宿泊客が次のいからハに該当すると認められるとき。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
 - 宿泊に関し履行の要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）
 - 宿泊客が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重である他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
 - 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - 石川県旅館業法施行条例第12条の規定する場合に該当するとき。
 - 壊室等の震たばこ、消防設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービスの料金はいただきません。

(宿泊契約解除の説明)

- 第7条の2 宿泊客は、当館に対し、当館が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊の登録)

第8条

- 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
 - 日本国内に住所を有しない外国人においては、国籍及び旅券番号
 - その他当館が必要と認める事項
- 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行うようとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条

- 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - 1～12:00 料金の30%
 - 2～15:00 料金の50%
 - 15:00～ 料金の100%
- 前項の追加料金は、基本宿泊料の80%とします。

(利用規則の遵守)

第10条

- 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条

- 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。
 - (1) フロント・キャッシャー等サービス時間：
 - イ 門限 なし
 - ロ フロントサービス 午前7時00分～午後10時00分
 - (2) 飲食等（施設）サービス時間：
 - イ ラウンジゆめのは（喫茶ラウンジ） 午前8時00分～午後6時00分
 - ロ カフェオクプレジール 午後8時00分～午後11時30分
 - ハ グラフ履歴1・II 午後8時00分～午後11時30分
 - ニ ガードホール白雲 午後8時00分～午後11時30分
 - ホ はなのれん 午後8時30分～午後9時30分
 - ヘ 売店 午前7時30分～午後9時30分
 - ト エステ・もみほぐし等のリラクゼーション 午後4時00分～午後6時00分 午後8時00分～午前10時00分
- 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。また、臨時に休業する場合があります。その場合には、適当な方法（公式ホームページ若しくはフロント等）をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条

- 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際は又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第13条

- 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 当館は、消防機関から進マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条

- 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解をえて、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっせんするものとする。
- 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっせんができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(荷物等の取扱い)

第15条

- 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の申告を求めた場合を除き、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は15万円を限度としてその損害を賠償します。
- 宿泊客が、当館内にお持ちになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告がなかったものについては、当館の故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条

- 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お預かりします。ただし、当館は、100万円以上の現金又は価値100万円相当以上の物品はお預かりできません。
- 宿泊客が、その手荷物がフロントに預けたとき、宿泊客の手荷物は当館に置き忘れられていた場合において、それが所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡をすることにもその指示を求めるものとする。ただし、所有者の指示がない場合は又は所有者が判明しないときは、発見を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準ずるものとする。
- 当館は、第1項及び第2項に基づく損害賠償責任のあるときであっても、次に定める物品については、その責任を負いません。
 - (1) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、CD-ROM、光ディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器）で直接処理を行なわれる記録媒体に記録されたものを含まず。）

(駐車責任)

- 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館の管理をお貸しするものであっても、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の場所に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条

- 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。
- 宿泊客は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に受領するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたことと認識したときは、速やかにその旨を当館に申し出なければなりません。
- 宿泊客が宿泊契約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当館は、当該宿泊客に対し、年率14.6%の割合による遅延損害金を請求できるものとします。

(合意管轄裁判所及び準拠法)

当館と宿泊客との間の宿泊契約に関する訴訟は、日本法を準拠とし、当館の所在地を管轄する金沢地方裁判所又は小松簡易裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とします。

別表第1 宿泊料金の算定方法（第2条第1項及び第12条第1項関係）

宿泊客が支払うべき総額	内訳	
	宿泊料金	追加料金
	1. 基本宿泊料（室料＋朝・夕食料）	3. 追加飲食（朝・夕食以外の飲食料）及びその他の利用料金
	2. サービス料（1.×15%）	4. サービス料（3.×15%）
	税金	イ. 消費税 ロ. 入湯税

- 備考
- 基本宿泊料はご予約の料金によります。
 - 子供料金とは小学生以下に適用し、子供用食事に大人と同じお造りと酢の物と寝具等を提供したときは大人料金の70%、子供用食事で寝具を提供したときは50%をいただきます。
 - 2歳以下小学生未満に寝具を提供する場合、施設使用料と寝具料として3,850円（税込）を頂戴いたします。（食事がバイキングの場合は、別途追加代金が必要となります）
 - 2歳以下小学生未満に、食事、寝具を必要とする場合は、2,200円（税込）の館内利用料（浴衣付）を頂戴いたします。（食事がバイキングの場合は、別途追加代金が必要となります）

別表第2 取消料（第6条第2項関係）

契約申込人数	契約解除の通知を受けた日		前日		2日前		3日前		5日前		7日前		8日前		14日前		15日前		20日前		30日前	
	不泊	当泊	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前
14名まで	100%	100%	50%	30%	30%																	
15名～30名まで	100%	100%	50%	30%	30%																	
31名～100名まで	100%	100%	80%	50%	50%	50%	20%	20%	10%	10%												
101名以上	100%	100%	80%	50%	50%	50%	30%	30%	15%	15%	10%	10%										

- (注)
- 1%は、基本宿泊料に対する取消料の比率です。
 - 連泊予約において全ての宿泊日を取消した場合、宿泊日全てに対し、取消料を申し受けます。
 - 連泊予約において一部の宿泊日を取消した場合、その取消した宿泊日全てに対し、取消料を申し受けます。
 - 複数人数の予約において一部人員減少が発生した場合、予約人数にかかわらず、取消した人数に対して上記の取消料を申し受けます。
 - 全館の貸切・一部館の貸切、フロア貸切の申し込みについては、別途取消料について覚書をかかわす場合もございます。

未成年者のみのご宿泊について

未成年者のみのご宿泊される場合、当館の宿泊約款第2条第1項4に基づき、親権者同意書の提出が必要となります。プリントアウトされ、親権者のサインを頂いた上で、同意書をチェックインの際に提出願います。